

相談窓口

障害を理由とする差別に関する問題を、助言や話し合いで解決します。
困ったことがあったら、身近な相談窓口にご相談ください。



仙台市障害者虐待防止・差別解消相談ダイヤル（24時間365日受付）

電話 214-8551 FAX 214-8552

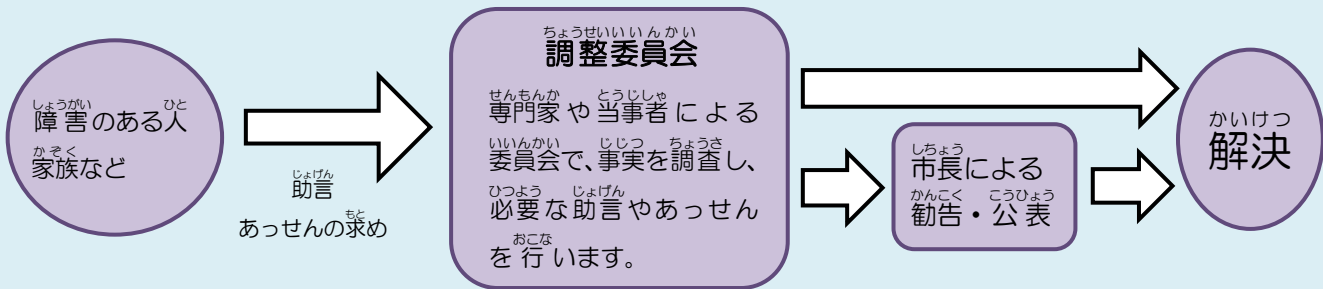
仙台市の相談窓口（平日8時30分～17時00分）

青葉区障害高齢課 *	電話 225-7211、FAX 225-7721
宮城総合支所保健福祉課 *	電話 392-2111、FAX 392-2233
宮城野区障害高齢課 *	電話 291-2111、FAX 298-0717
若林区障害高齢課 *	電話 282-1111、FAX 282-1280
太白区障害高齢課 *	電話 247-1111、FAX 247-3824
秋保総合支所保健福祉課	電話 399-2111、FAX 399-2580
泉区障害高齢課 *	電話 372-3111、FAX 372-8005
障害者総合支援センター（ウェルポート仙台）	電話 711-6511、FAX 371-7313
北部発達相談支援センター（北部アーチル）	電話 375-0110、FAX 375-0142
南部発達相談支援センター（南部アーチル）	電話 247-3801、FAX 247-3819
精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）	電話 265-2191、FAX 265-2190

*の窓口には、手話に対応できる相談員がいます。（曜日、時間帯については各窓口にお問い合わせください。）

相談で解決しなかったときは

調整委員会による助言・あっせんや市長による勧告・公表により解決を図ります。



【条例に関するお問い合わせ】

仙台市健康福祉局障害企画課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7-1
電話：022-214-8163 FAX：022-223-3573
メールアドレス：fuk005330@city.sendai.jp

仙台市障害を理由とする差別をなくし 障害のある人もない人も 共に暮らしやすいまちをつくる条例 ができました

～平成28年4月施行～

障害のある人は、毎日の生活の中でさまざまな「生活のしづらさ」を感じています。それは、個人の心身の障害によるものだけではありません。障害に対する周りの人たちの誤解や偏見、障害のある人のことを考えずにつくられた制度や環境が原因で、嫌な思いをしたり、配慮が得られず困ってしまう、といった現状があります。

こうした「生活のしづらさ」を取り除き、誰もが安心して暮らせるまち仙台をめざして、「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を制定しました。

障害を理由とする差別をなくし、誰もが生きがいをもって、共に支え合いながら、安心した生活を送ることができる社会の実現のため、市民の皆様と一緒に取り組んでいきます。



障害を理由とする差別とは

不当な差別的取り扱いをすること

不当な差別的取り扱いとは、障害があるというだけで、正当な理由もなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、事情が同じ障害のない人には付けない条件を付け、不利に扱うような行為のことを言います。

合理的配慮の提供をしないこと

合理的配慮とは、障害者が役所や民間の事業者の利用などにあたって、困っていることを伝えて配慮を求めた時に、役所や民間の事業者の負担になりすぎない範囲で、その人の障害にあった必要な工夫ややり方などの配慮を行うことを言います。

不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を推進します

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
市	禁止 してはいけません	法的義務 しなければなりません
民間 事業者	禁止 してはいけません	努力義務 するように努力 しなければなりません

正当な理由や過重な負担があるときは、差別にあたりません。差別にあたるかどうかはそのときの状況や事情によって話し合いの中で判断されることとなります。対応できないときは、その理由をきちんと説明し、障害のある人への理解を求めましょう。

不当な差別的取扱いの具体例

- ◆商品・サービス提供のとき
車いす利用の人が、構造上の問題がないのに、「車いす利用の人は入店できない」と、事情の説明もなく食堂への入店を断られた。
- ◆雇用・就労の場で
採用の面接等で、障害があることを告知したら、障害者は採用しないと断られた。
- ◆不動産を借りるとき
一人暮らしをするためにアパートを借りようと不動産屋に行ったが、精神障害の人には貸せないと断られた。
- ◆交通機関の利用のとき
盲導犬を連れて、タクシーに乗ろうと呼び止めたが、「犬はお断り」と乗車拒否された。

ご存知ですか？身体障害者補助犬法



「盲導犬」などは、「身体障害者補助犬法」で、さまざまな場所等へ同伴することができ、交通機関や店舗等では受入義務があります。

合理的配慮の具体例

- ◆肢体不自由の人に
段差にスロープを設置したり、物の配置に配慮する。
- ◆視覚障害の人に
書類を渡すだけでなく読み上げて説明する。
- ◆聴覚障害の人に
身振りや筆談を使ってコミュニケーションを取る。
- ◆精神障害の人に
職場で、病状や体調にあわせて休憩時間を調整する。
- ◆知的障害・発達障害の人に
簡単な言葉や図を使った資料でわかりやすく説明する。

ここに紹介したものはあくまでも一例です。必要な配慮は人それぞれ違います。お互いにどんな配慮が必要か確認し合いながら合理的配慮を推進しましょう。

事例集を配布しています

さらに詳しく事例などを紹介した「障害のある人もない人も暮らしやすい仙台を自指すための事例集」は、市役所障害企画課、各市区役所障害高齢課で配布しています。



「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の概要

条例制定の目的

障害の有無に関わらず、暮らしやすい地域社会の実現を目指します。
障害を理由とする差別の解消に関して以下の内容を定めます。

- ◆基本理念や、市・事業者・市民の責務
- ◆障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供
- ◆差別を解消するために実施すべき、基本的な施策
- ◆相談の仕組みと紛争解決のための調整委員会の設置

- 障害を理由とする差別とは何かを市民全体で共有
- 具体的な施策や相談の仕組みを定め、市民全体の課題として取り組む

条例の基本理念

- ◆障害者が個人として尊重されること
- ◆何人も不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害してはならないこと
- ◆社会的障壁を取り除くため、合理的配慮を行うことが促進される必要があること
- ◆全ての事業者及び市民が障害及び障害者に関する理解を深める必要があること
- ◆障害がある女性、障害がある児童など、それぞれの障害者の障害の状態や性別、年齢、状況等にじた適切な配慮が求められること
- ◆災害時における安全確保のため、地域における災害時の支援体制の整備及び災害発生時における適切な支援活動が求められること

市、事業者、市民の責務や役割

- ◆市
障害及び障害者への理解の促進を図り、障害を理由とする差別解消に関する施策を総合的、計画的に実施する。
- ◆事業者
障害及び障害者への理解を深め、市が実施する施策に協力し、障害者との対話を行いながら、合理的配慮を行うように努める。
- ◆市民
障害及び障害者への理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努める。

『不当な差別的取扱いの禁止』

市と事業者禁止される不当な差別的取扱いの禁止について8つの分野で例示

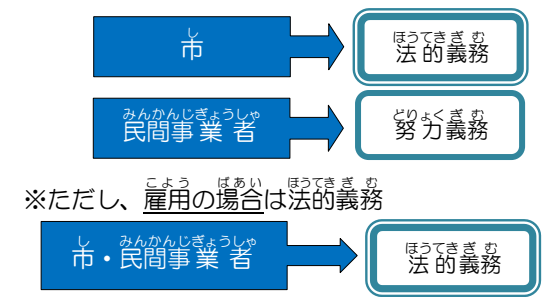
- 市・民間事業者 → 法的義務
- 福祉サービス
 - 商品・サービスの提供
 - 雇用
 - 不動産の取引
 - 医療
 - 教育
 - 建物・公共交通機関
 - 情報提供・意思表示

基本的な施策

- ◆啓発活動及び交流の推進
- ◆就労支援の充実及び雇用の場の拡大
- ◆意思疎通の支援の充実
- ◆政策形成過程への参画の推進
- ◆関係機関等との連携

『合理的配慮の提供』

社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供の推進



差別に関する相談等

- ◆相談への対応
- ◆助言又はあっせん
- ◆勧告・公表
- ◆紛争解決のための調整委員会の設置